



広報

# かめだ

2003(平成15年)

AUGUST

8/15

No.769

## ■ 主な内容

- 合併についての住民説明会を開催しました .....2
- 新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業について .....4
- バランスシートをつくりました .....6
- まちからのお知らせ .....8
- アスパーク亀田 II期教室参加者募集 .....12
- かめだ通信 .....13

\* 広報かめだは資源保護のため再生紙を使用しています。

# 合併についての住民説明会を開催しました

7月7日から22日までの間に、町内7会場において「合併についての住民説明会」を開催しました。町民の皆さん延347人の方々の参加をいただきました。ありがとうございました。



Q この説明会で説明された内容は決定事項なのか。

A 説明している内容は、13市町村で構成した任意協議会において合意した内容なので、変えられないと考えています。最終的には、法定協議会で決定することです。

すが、町としては、任意協議会で合意した内容は法定協議会でも合意したいと考えています。

Q 任意協議会での合意は、どのくらい効力があるのか。

A 任意協議会での合意内容については、最終的には法定協議会で合意事項を確認し、協定書に記載して調印することとなります。そして、この内容を遵守し新市で対応していくこととなります。

合併後は各市町村に地域審議会を置いてチェックしていくこととなります。

Q 編入合併ということなので新市の名称は、「新潟市」となるのか。

A 新市の名称は、「新潟市」

となります。また、町字名で他の市町村と重複しているものについては、これから調整していくこととなります。

Q 新市の名称は、新しい名称を付けてもよかったです。ではないか。

A 合併の方式が新潟市への編入合併であるため、新市名は「新潟市」となります。「新潟市」は、ワールドカップを招致するなど世界へ向けて発信しており、日本海側の拠点都市でもあります。

Q 合併すると議員は失職すると言ったが、黒埼町はみんな市議会議員になっているが。

A 黒埼町の議員が、全員新潟市の議員になったのは、合併するときの決めです。今回は、議員全員が市議会議員となるか、全員が失職となる合併特例法による議論をして、合併特例法の定数特例の適用により、全員失職することになりました。

Q 議員の定数は、合併後新潟市を除く市町村で増員選挙を行い77人となるということだが、その次の選挙では定数はどうなるのか。

A 増員選挙後の議員の任期は、今の新潟市の議員と同じ平成19年までとなります。その次の選挙については、政令指定都市を目指して、平成19年には、政令指定都市の指定を目指しています。新市の議員定数は56人で、政令指定都市になると区制が設置され、区ごとの人口に応じて区の定数が決められることとなります。

Q 人口80万人に達しないので、政令指定都市となるのか。

A 政令指定都市は、法律上は「人口50万人以上」となっています。指定都市といわれていることから国が指定しなければ政令指定都市にはなりません。今まで政令指定都市となったのは、80万人以上の都市ですが、今回の合併特例法では、平成17年3月までの期限に合

併したものについては、70万人から認められることとなります。

Q 政令指定都市になると区制がひかれるというが、亀田町に区役所を誘致してもらいたいのだが。

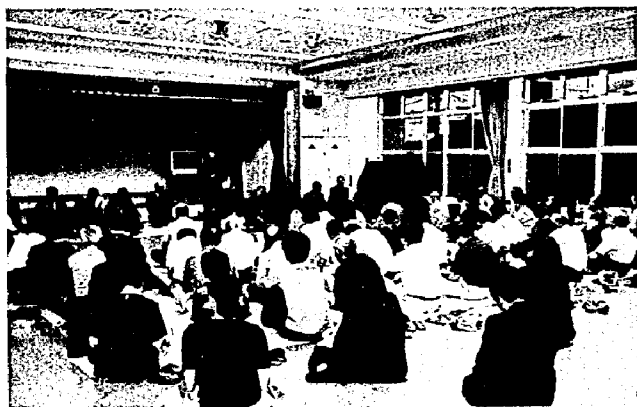
A 合併するとはばらくの間、亀田町役場は支所となります。合併後おそらく2年くらいで政令指定都市の指定を受けるとすると、審議会での区割りを決めることとなりますが、それまでの間に区割りの大まかな相談はしていくと思います。今までは、豊栄市地域、亀田町・横越町地域、新津市・小須戸町地域、白根市・味方村・月湯村・中之口村地域、西川町・湯東村・岩室村地域でのまちづくりを説明してきましたが、これらの地域の区役所の設置は、区割りの関連があつてこれからの話となりますが亀田町に区役所を設置したいと思っておりますので、それに向けて努力いたします。

Q 町民税などの税金はどうなるのか。

A まだ未調整なので、これから決定します。

Q 合併について住民投票かアンケート調査を実施するのか。

A 任意協議会が終了した時点で、一つひとつの事業内容について、わかりやすくまとめた冊子を作成し全世帯に配ります。それから、どのような形式で行うか決まっていますが、再び住民説明会をやりま。そして最終的に、20歳以上の有権者全員を対象にしたアンケート調査を実施したいと考えています。その結果を踏まえ、議会と相談しながら、法定協議会へと進めていきます。



Q 法定協議会へ移行する前にアンケート調査を実施するといったが、いつ頃実施するのか。

A 現時点では12月議会前には行いたいと考えています。

Q アンケート調査で、「反対」や「賛成でない」といった意見が多い場合、その意見を尊重するのか。

A 議会と相談することになります。町の行政は議会制

民主主義を尊重して進めています。町長も議員も住民から選ばれています。ただ、民意は民意として尊重します。

Q 任意協議会から法定協議会へ移行するのは、いつごろか。

A 今の段階では、任意協議会は9月までを予定しています。その後、12月議会では法定協議会設置の議決を経て、来年の1月には法定協議会へ移行したいと考えています。そして、法定協議会において最終的な合意をし、協定を結び、それぞれの市町村議会が合併の議決を経て、また県議会において議決を経た後、平成17年3月31日までに合併する、という流れになります。

Q 調整方針で「当分の間、変わりません」という表現もあるが、デメリットの部分も率直に説明してほしい。

問い合わせ  
企画調整課  
☎38-2111

今後町では、任意の協議会である「新潟地域合併問題協議会」終了後、同協議会において合意された各種事務事業や合併建設計画などの内容を、わかりやすくまとめた冊子を作成し各世帯に配布します。その後、住民説明会の開催、合併に関するアンケート調査の実施を予定しております。日程等の詳細については、決まり次第広報でお知らせします。

「経過」当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。

保健福祉分野

亀田町の現行

合併した場合

●保育料の状況

「合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。」

○保育料（平成15年度）

階層区分	前年分特別減税後所得税	前年度分特別減税後市町村民税	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯		0円	0円
B	1	0円	0円	6,000円
	2	0円	均等割のみ	12,400円
	3	0円	5,000円未満	13,600円
	4	0円	5,000円以上	14,800円
C	1	3,000円未満	17,600円	14,600円
	2	3,000円以上 20,000円未満	20,200円	16,800円
	3	20,000円以上 40,000円未満	23,200円	19,200円
	4	40,000円以上 60,000円未満	26,400円	22,000円
	5	60,000円以上 90,000円未満	30,000円	25,000円
	6	90,000円以上 120,000円未満	33,400円	27,200円
	7	120,000円以上 150,000円未満	36,600円	29,600円
	8	150,000円以上 180,000円未満	40,000円	31,000円
	9	180,000円以上 240,000円未満	42,800円	32,000円
	10	240,000円以上 350,000円未満	45,400円	33,000円
	11	350,000円以上 510,000円未満	48,000円	34,000円
	12	510,000円以上	50,000円	35,000円

○保育料の軽減

- 生活保護世帯と前年分所得税非課税かつ前年度市民税非課税世帯のうち、母子世帯等と在宅障害児・者のいる世帯は全額無料
- 2人以上保育園に入園させた場合
  - ア 前年分所得税が60,000円未満の世帯
    - 最も年齢の高い児童 軽減なし
    - 2番目に年齢の高い児童 1/2に軽減
    - 3番目以降 1/10に軽減
  - イ 前年分所得税が60,000円以上の世帯
    - 最も年齢の低い児童 軽減なし
    - 2番目に年齢の低い児童 1/2に軽減
    - 3番目以降 1/10に軽減

○保育料（平成15年度）

階層区分	前年分特別減税後所得税	前年度分特別減税後市町村民税	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯		0円	0円
B	0円		0円	0円
			3,000円 (母子世帯等は0円)	2,000円 (母子世帯等は0円)
C	1	0円	均等割のみ	11,000円
	2	0円	所得割有	13,300円
D	1	14,000円未満	16,300円	15,200円
	2	14,000円以上 40,000円未満	20,500円	19,500円
	3	40,000円以上 64,000円未満	25,000円	22,900円
	4	64,000円以上 85,000円未満	29,500円	26,000円
	5	85,000円以上 120,000円未満	33,000円	29,500円
	6	120,000円以上 160,000円未満	37,600円	33,000円
	7	160,000円以上 200,000円未満	43,000円	35,000円
	8	200,000円以上 408,000円未満	48,500円	35,300円
	9	408,000円以上 500,000円未満	53,500円	35,700円
	10	500,000円以上	57,200円	35,800円

○保育料の軽減

- 生活保護世帯と前年分所得税非課税かつ前年度市民税非課税世帯のうち、母子世帯等と在宅障害児・者のいる世帯は全額無料
- 2人以上保育所に入所している場合は、1人分の児童の保育料を除き、減額
  - ア 所得税非課税世帯
    - 最も年齢の高い児童 軽減なし
    - その他の児童 全額免除
  - イ 所得税課税世帯
    - 前年分所得税が64,000円未満の世帯
      - 最も年齢の高い児童 軽減なし
      - 2番目に年齢の高い児童 1/2に軽減
      - 3番目以降 全額免除
    - 前年分所得税が64,000円以上の世帯
      - 最も年齢の低い児童 軽減なし
      - 2番目に年齢の低い児童 1/2に軽減
      - 3番目以降 全額免除

●在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

「新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。」

対象者  
身体要件：本町に住所を有する在宅者で、要介護4・5と認定された40歳以上の方。または、療育手帳Aの交付を受けた方。  
上記に該当する方で、前回の支給基準日以降（新規は認定日以降）、概ね在宅の方を介護している場合支給対象としています。  
所得要件：なし  
支給額  
年額 40,000円 年2回（8、12月）支給

※合併時の現制度受給者は現行のとおりです。  
対象者  
身体要件：要介護認定で要介護3～5と認定された方。  
所得要件：保険料段階区分第1段階～第3段階に該当する方。  
上記いずれも該当する65歳以上の高齢者を介護している方で月20日間以上在宅の場合支給対象としています。  
支給額  
年額 60,000円 年4回（4、7、10、1月）支給

新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業についてお知らせします

新潟市と比較した227項目の各種事務事業のうち、6月16日に行われた第6回協議会で29項目の調整案が承認されました。その調整案の中で、「適用」とされた3事業、「統一」とされた9事業、「独自」とされた1事業、「経過」とされた11事業、「なし」とされた4事業および「廃止」とされた1事業について、合併した場合どうなるのかを示します。（8月1日号の続きです。）

ただし、以下の内容は、協議会で調整案が承認された時点での内容で合併した場合です。今後、新潟市の制度が変わることもあります。

「統一」新潟市の制度に統一する。（当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など）

保健福祉分野

亀田町の現行

合併した場合

●ねずみ・衛生害虫駆除事業

- ねずみ・衛生害虫駆除対策事業
  - ねずみ・衛生（不快）害虫駆除相談事業
  - 薬剤散布機具無償貸出
  - ねずみ駆除用薬剤の無償交付（自治会単位での配布）
- 衛生害虫駆除用薬剤および機具購入補助金制度
  - 衛生害虫駆除用薬剤購入補助金制度  
衛生害虫駆除用薬剤（防疫用殺虫剤）は町がまとめて購入し、薬剤ごとに購入費用を1/2した額を補助して、各支部へ貸出しています  
補助対象薬剤：乳剤1種、粉剤1種、油剤1種  
補助率：町購入額の1/2

- ねずみ・衛生害虫駆除対策事業
  - 蚊・ユスリカ幼虫対策  
公共発生源の薬剤散布を市営と衛生組合等へ委託して実施しています。ただし委託作業に関しては蚊幼虫対策のみ（薬剤の交付あり）
  - ねずみ・衛生（不快）害虫駆除相談事業
  - 薬剤散布機具無償貸出
  - ねずみ駆除用薬剤の無償交付（自治会単位での配布）
- 衛生害虫駆除用薬剤および機具購入補助金制度
  - 衛生害虫駆除用薬剤購入補助金制度  
自治・町内会が衛生害虫駆除用薬剤（防疫用殺虫剤）を購入した場合、その費用の一部を補助しています。  
補助対象薬剤：乳剤1種、粉剤2種  
補助率：補助基準額または購入額のうち低い額の方の1/2  
補助基準額：乳剤1kgあたり720円  
粉剤1kgあたり380円
  - 衛生害虫駆除用機具購入補助金制度  
自治・町内会が衛生害虫駆除用機具を購入した場合、その費用の一部を補助しています。  
補助対象機具：6種  
補助率：補助基準額または購入額のうち低い額の方の1/2  
補助基準額：肩掛噴霧機 9,000円  
電動噴霧機 50,000円  
手回散粉機 9,000円  
動力草刈機 50,000円  
動力散粉機 85,000円  
動力噴霧機 400,000円

「独自」当該市町村の独自の施策で合併後も存続する場合。

保健福祉分野

亀田町の現行

合併した場合

●保育の状況（休日保育）「現行のとおりとするが、利用料は統一する。ただし、合併後、一定の段階で検討する。」

保護者の就労等により日曜、祝日等に家庭での保育が困難となる児童の保育を行っています。  
対象：休日等に家庭での保育が困難な就学前児童  
日数：希望する日数  
日時：日曜日・祝日および年末年始（1月1日は除く）  
午前7時30分～午後6時30分  
実施：保育園1園  
利用料：1日1,500円（生活保護世帯は無料）

※利用料は、新市で統一されます。

「今、町の財産はどのくらいあるの?」「町の借金は、あとどのくらい残っているの?」という町の財政状況をわかりやすくするために、バランスシートを作成しました。

# バランスシート

# を作りました

(基準日:平成13年度末時点(平成14年3月31日)単位:千円)

## バランスシートって?

「バランスシート」とは、貸借対照表ともいい、一般に企業会計において決算に用いる財務諸表の一つで、資産と負債などの残高を対照して表示する一覧表です。町では以下の基準でバランスシートを作成しました。

■総務省が示した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」に基づいています。

普通会計(一般会計、土地取得事業特別会計)を対象としています。

昭和44年以降の決算統計データ(全国の地方公共団体が共通した形式と計算方法により作成し、毎年総務省に報告するもの)をもとに算出しており、当時の歳出決算額(取得額)がもとになっています。

借 方	
[資産の部]…町の財産として蓄積された社会資本で、行政サービスを提供するための資源として用いられます。	
1. 有形固定資産	
(1)総務費(役場庁舎など)	5,547,041
(2)民生費(保育所など)	1,909,982
(3)衛生費	1,947,772
(4)労働費	738
(5)農林水産業費	634,031
(6)商工費	17,995
(7)土木費(道路など)	9,684,794
(8)消防費	317,595
(9)教育費(小・中学校など)	11,040,830
(10)その他	0
計	31,100,778
(うち土地)	10,288,105
有形固定資産合計	31,100,778
2. 投資等	
(1)投資及び出資金	49,073
(2)貸付金	6,862
(3)基金	
①特定目的基金	174,855
②土地開発基金	288,035
③定額運用基金	10,700
基金計	473,590
(4)退職手当組合積立金	0
投資等合計	529,525
3. 流動資産	
(1)現金・預金	
①財政調整基金	1,569,819
②減債基金	761,060
③歳計現金	279,246
現金・預金計	2,610,125
(2)未収金	
①地方税	229,314
②その他	0
未収金計	229,314
(3)その他	0
流動資産合計	2,839,439
資産合計	34,469,742

貸 方	
[負債の部]…町が将来返済しなければならない債務です。	
1. 固定負債	
(1)地方債	9,378,964
(2)債務負担行為	
①物件の購入等	0
②債務保証又は損失補償	0
債務負担行為計	0
(3)退職給与引当金	1,865,651
(4)その他	0
固定負債合計	11,244,615
2. 流動負債	
(1)翌年度償還予定額	1,041,671
(2)翌年度繰上充用金	0
(3)その他	0
流動負債合計	1,041,671
負債合計	12,286,286
[正味資産の部]…資産合計から負債合計を差し引いたもので、町の財産形成に要した費用のうちすでに支払済みの額です。	
1. 国庫支出金	2,445,548
2. 都道府県支出金	777,820
3. 一般財源等	18,960,088
正味資産合計	22,183,456
負債・正味資産合計	34,469,742

### 有形固定資産

町の財産であり、道路や学校などの土地や建物などで(100万円以上の備品も含みます)。

### 投資等

土地開発公社や財団法人に対する出資、町が直接貸付を行っている貸付金、基金として持っている現金などです。

### 流動資産

**財政調整基金**  
年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた貯金です。  
**減債基金**  
地方債(町の借金)を計画的に返済するために積み立てられた貯金です。  
**歳計現金**  
歳入歳出決算の差し引きで形式収支に相当します。  
**未収金**  
町税など債権が確定しているが、未納となっているものです。

### 固定負債

**地方債**  
町が返済する町債(町の借金)の残高です。(平成14年度返済分は流動負債に計上します。)  
**退職給与引当金**  
平成13年度末に全職員が退職すると仮定した場合の退職手当の総額です。

### 流動負債

**翌年度償還予定額**  
平成14年度に町が返済する借金の額です。

## 町民一人当たりでみると

(平成14年3月31日現在 人口:32,695人)

- 一人当たりの資産合計 105万4千円
- 一人当たりの負債合計 37万6千円
- 一人当たりの正味資産合計 67万8千円

## バランスシートを分析すると

①社会資本形成の世代間負担比率  
社会資本整備の結果を示す有形固定資産に使われた財源を見ることによって、これまでの世代により既に支払われた分と今後の世代により払われなければならない分の割合がわかります。  
ア これまでの世代による負担割合 71.3%  
(正味資産合計/有形固定資産合計)  
イ 今後の世代による負担割合 39.5%  
(負債合計/有形固定資産合計)  
今後の世代への負担を考えると、アの割合が高いほうが良いと考えられます。なお、アとイの合計が100%にならないのは、資産合計のうち有形固定資産のみに対する比率

であるためです。  
②歳入総額に対する資産比率および正味資産比率  
平成13年度歳入総額(96億5,900万円)に対する資産および正味資産の比率を算出することにより、資産および正味資産に、何年分の歳入が充当されているのかがわかります。  
ア 歳入総額に対する資産比率 3.6年  
(資産合計/歳入総額)  
イ 歳入総額に対する正味資産比率 2.3年  
(正味資産合計/歳入合計)  
アは年数が多いほど、既に社会資本整備ができていていると考えられます。また、イでは、これまでの世代による社会資本整備は何年分の歳入に相当するのかがわかります。

## バランスシートの活用

当町は、町税を中心とする自主財源の比率は比較的高いものの、地方交付税や国庫補助金等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造の下で、国庫補助金や交付税措置のある町債の適切な活用を図りながら、社会生活産業基盤など社会資本の整備充実を著実に進めてきました。その結果、町債等の負債を大きく上回る資産が形成されてきており、後世代に過大な負債のみを引き継ぐということにはなっていません。

一方、負債を大きく上回る資産があるとはいえず、これらの資産は町民の生活のために用いられるもので、民間企業の資産とは違い基本的には売却できないため、町債等の負債を返済するための財源は、将来の町税や地方交付税等の収入に頼ることになります。

国・地方を通じる深刻な財政状況の下、当町においても交付税や町税の大幅な伸びが期待できない中で、今後とも財政の健全化・スリム化に努めるとともに、町民の皆さまへ分かりやすい財政状況の提供に努めていきたいと思

「ア」を知りたい方へ…  
役場総務課窓口、公民館「1 亀田町のバランスシート」という冊子が用意してあります。

■問い合わせ  
役場総務課 内線221

# まちからのお知らせ

亀田町役場 381-2111

役場各課からの情報をお知らせします。

## お知らせ

### 子宮がん検診(集団)が始まります

4月に提出していただいた「検診申込書」で、子宮がん検診(集団)の申し込みをされた方に8月20日付けでご案内を郵送します。転入等で申

し込みができなかった方、申し込みをしたのに案内が届かない方は、保健センターまでご連絡ください。

保健センター 内線406

### 県民手帳の申し込み受付

県統計協会では、11月に発行する2004年度版・県民手帳の予約を受け付けています。ポケットサイズで、各種データや施設の一覧など、掲載資料も豊富。

企画調整課 内線234  
価格 1冊 430円  
申し込み  
8月29日(金)までに企画調整課へ(電話でも可)

表紙の色は、黒色とラベンダー色の2種類を用意しました。

### まごころ講座 公開講座のご案内

町では痴ほうについて学ぶ「まごころ講座」を全6回コースで7月から実施しています。

福祉健康課 内線147  
も広がっています。申し込みは不要です。大勢の方のご参加をお待ちしております。

第5回目は次のとおり、新潟市まごころヘルプ室の室長である河田圭子さんを講師にお招きして公開講座を開きます。河田さんは、新潟市で住民参加型在宅福祉サービスをつくり育て、さらに「地域の茶の間」をはじめとする孤独解消や支え合いの地域の場づくりにも取り組んでおり、その活動は金県さらには他県に

■日時 8月30日(土) 午後1時30分～3時30分  
■会場 保健センター  
■内容 <公開講座>  
「地域の隣人として」援助するということ  
講師 新潟市福祉公社 まごころヘルプ室 室長 河田 圭子さん  
■参加費 無料

### 町民大学 古文書講座

亀田町に関わる古文書(栗ノ木川舟運文書、松ヶ崎掘割文書など)を読みます。

■日時 9月17日、10月1日・15日・29日、11月12日  
各水曜日 午後2時～4時  
■会場 郷土資料館  
■定員 30名 (定員を超えた場合は責任抽選)  
■受講料 1,000円  
■申し込み 9月2日(火)までに生涯学習課へお申し込みください。  
生涯学習課 ☎382-3703

## 亀田排水路上部施設の愛称を募集!

亀田排水路の旭、大月～城山間約3.2kmを暗渠化し、上部を公園のように整備して遊歩道を設け散策できるように、新潟農地事務所東営地域用水環境整備事業として整備を進めてきました。その亀田排水路上部施設が本年度で完成する予定です。

町ではこの施設に親しみやすい愛称を次の要領で募集します。どしどしご応募ください!

- 応募方法 ハガキ1枚につき、愛称1点(1人何枚でも応募可)とその理由(意味)を書いて、住所・氏名・年齢・職業(学生は学校名・学年)・電話番号を明記の上、次の宛先へお送りください。
- 宛先 〒950-0195 亀田町泉町3-4-5 亀田町建設課 愛称募集係
- 締め切り 9月1日(月)必着
- 発表 広報かめだ10月15日号で発表する予定です。なお、受賞者には別途通知します。
- 表彰 表彰は次のとおりとし、該当者が複数の場合には、抽選により受賞者を決定します。  
☆入選(採用作)1点…賞状ならびに副賞
- 問い合わせ 建設課 担当:片山 ☎381-2111 内線243



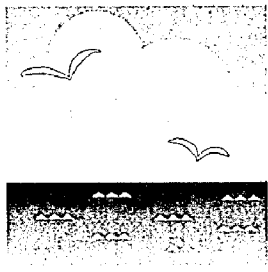
### 9月から保険証の色がそら色に変わります

9月1日から、国民健康保険の保険証が変わります。色は「そら色」で、有効期限は来年8月31日までの1年間です。

#### 保険証は郵送します

新しい保険証は8月22日に郵送します。9月1日から医療機関に受診するときは、新しい保険証を提示してください。また、現在使っている「ピンク色」の保険証は、8月31日限りで使えなくなります。

回収は行いませんので、9月1日になりましたら新しい保険証と間違わないよう注意して、自分で破棄してください。



#### 記載内容の確認

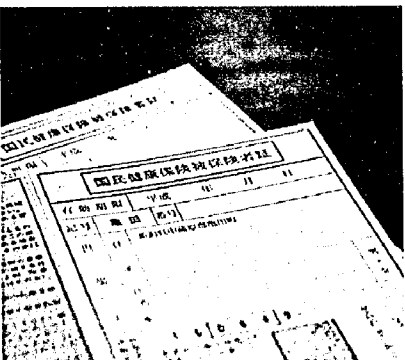
保険証の記載内容は、8月21日届け出分までです。それ以降に異動があった場合は、お手数でも住民課国民健康保険係で修正してください。自分で修正しても無効です。ご注意ください。

#### 学の保険証請求

大学などに在学中であるために①の保険証を使っている方および新規に②の保健証を請求する方は、学生の身分を証明できる書類(学生証の写しまたは在学証明書)と新しい保険証、印鑑をお持ちの上、住民課国民健康保険係で手続きをしてください。

#### ③の保険証請求

長期旅行などで、③の保険証が必要な方は、別に発行します。新しい保険証と印鑑をお持ちの上、住民課国民健康保険係へ請求してください。



#### 異動の届け出は14日以内

国民健康保険に加入している方が、職場の健康保険に加入したとき  
退職して職場の健康保険の資格を失ったとき  
他の市町村に転出するとき  
などは、必ず14日以内に住民課国民健康保険係に届け出をしてください。

職場の健康保険の加入・喪失は、職場を通して手続きを行います。国民健康保険への加入・喪失の手続きは世帯主が住民課国民健康保険係に届け出をすることが必要となりますので、ご注意ください。

# 住民基本台帳ネットワークシステム

## 第2次サービスが8月25日から始まります

8月25日から「住民基本台帳ネットワークシステム」(以下、住民ネット)の第2次サービスが始まります。これにより、住民票の写しの広域交付や、転入手続きが簡素化されます。また希望する方には、住民基本台帳カード(以下、住基カード)が交付されます。

### 住民票の写しの広域交付

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。住基ネットを活用して全国どの市区町村でも、住基カードや運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

### 転入転出手続の簡素化

現在、町外へ引越の場合には、まず住んでいる市区町村で転出届を行い、転出証明書が交付された上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住基カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住基カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。

### 住基カードの交付

住基カードは、高度のセキュリティ機能を備えており、希望すれば、住基カードが交付されます。写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

住民票 内線165・167

●交付申請について(即日交付は行っていませんので、時間にゆとりのある申請をしてください)

交付申請者本人または代理人、郵送により、必要事項を交付申請書に記入の上、署名をして住民課に提出してください。写真付の住基カードを希望する方は、交付申請者の写真(縦4・5センチメートル横3・5センチメートル、無帽、正面、無背景、6カ月以内の撮影)の貼付が必要となります。

### ●受け取りについて

申請書を受理してから、原則として1週間以内に交付通知書兼照会書を郵送しますので、これを持参の上、必ず交付申請者本人が受け取りにきてください。暗証番号を入力し住基カードをお渡しします。なお、本人確認を行う場合がありますので、パスポート、運転免許証(顔写真の貼付された公的機関が発行した証明書)を持参してください。(15歳未満の方等の申請等詳しいことをお知りになりたい方は、住民課にお問い合わせください。)

許証(顔写真の貼付された公的機関が発行した証明書)を持参してください。(15歳未満の方等の申請等詳しいことをお知りになりたい方は、住民課にお問い合わせください。)

※発行手数料は1枚500円です。

希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

住民基本台帳カード

写真付カード

△△市

2013年〇月△△日

氏名 住基 花子

連絡先 △△市役所市民課

住民基本台帳カード

写真なしカード

△△市

2013年〇月△△日まで有効

昭和\*\*年\*\*月\*\*日 性別女

住基 花子

〇〇市△△町2丁目2番1号

連絡先 △△市役所市民課 TEL:000-△△-□□□□

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

平成15年度新潟県女性財団地域セミナーin亀田町

# はじめの一步

## ～私のライフプランから見えてくるもの～

子どもの世話から手が離れた時、再就職しようとしても、大体の人は年齢制限や職種の少なさ、賃金の低さ等の壁にぶつかります。また、なんらかのかたちで社会参加をしたくても何をやってよいのか見つからなかったりします。何歳からでも自分を生き、活き活きと暮らすにはどうしたらよいのでしょうか。皆さんで考えてみませんか。

回	日程	テーマ・内容	講師
1	9/13 (出)	(講演) 好きなことを仕事にして活き活き暮らせたら!	NPO法人ライフ・アクセス21 福田 貴美子さん
2	9/20 (出)	(体験談、グループワーク) 小さなことからはじめよう!	コーディネーター: 地域セミナー実行委員
3	9/27 (出)	(話し合い、発表、意見交換) 自分らしさを発揮するために	NPO法人ライフ・アクセス21 福田 貴美子さん

【時間】 午後1時30分～3時30分

【会場】 役場多目的ホール(保育室有り)

【定員】 30名(先着順) 3回連続講座ですが1回だけの参加も可能です。

【参加費】 無料

【申し込み・問い合わせ】

8月29日(金)までに電話で企画調整課(☎381-2111 内線234)へお申し込みください。住所・氏名・電話番号、保育希望者はお子さんの名前・年齢をお願いします。

— 主催 新潟県女性財団・亀田町 —

## 新潟スタジアムにおける大規模イベントについて(お願い)

新潟スタジアム(ビッグスワン)において、次のとおり大規模イベントが開催されます。開催当日は、スタジアム周辺にお住まいの方々には音響や交通渋滞によりご迷惑をおかけする場合も考えられますので、ご理解をお願いいたします。

### 1 スマップコンサート

■日時 8月29日(金) 音響チェック  
8月30日(土) 午後5時30分～8時30分(予定)

■来場見込み 50,000人

### 2 サッカー キリンチャレンジカップ

■日時 9月10日(休) 午後7時～9時(予定)

■来場見込み 42,000人

財団法人新潟県都市緑花センター 新潟スタジアム  
企画課 運営係



## 日本商工会議所珠算能力検定試験

1~3級合格者 (亀田町在住者のみ掲載)

1級

田中 博(水道町2)

清水 亜美(茅野山)

260

1,200

3級

小木麻奈香(城山4)

塚本 聖太(袋津4)

中野 稜平(城所2)

榎並 秀(水道町4)

今野 菜佳(船戸山4)

大野 佑佳(船戸山5)

斉藤美紗子(水道町5)

丸田 絢斗(西町3)

長谷川貴之(東本町2)



まちや地域の情報をお知らせします。

- 日時
- 会場
- 内容
- 申し込み
- 問い合わせ

募集

**新潟県高齢者大学**  
「公開講座」受講生募集  
「森と親しむ自然との共生をめざして」  
10月1・8・22・27・31日  
(計5回)  
新潟ユニゾンプラザ(新潟市上野2-2-2) ☎281-5511

□年々、環境保護やエコロジ等の意識が高まってくる中、森林の持つ役割とその現状や問題点について考える。  
講師 新潟県森林インストラクター会  
対象 通学可能な方(年齢制限なし)  
締め切り 8月29日(金)  
※先着順  
費用 3,000円(受講料)  
☎285-1400

※募集要項は役場福祉健康課まで  
阿賀野川フェスティバル  
フリーマーケット出店募集  
9月21日(日)(雨天の場合は、

23日(祝)  
募集店数 160区画(申し込み順、1人1区画)  
出店スペース 1区画3×3メートル  
出店料 1区画500円  
資格 県内在住で18歳以上のアマチュアの方  
販売対象 リサイクル衣料、雑貨などの家庭内用品  
締め切り 8月29日(金)  
☎0250-24-2111  
内線313

**新潟県職員(看護職員)採用試験**  
試験職種 助産師(上級)・看護師(中級)  
職務内容 妙高病院、中央病院(上越市)、柿崎病院、松代病院、十日町病院、六日町病院、小出病院、精神医療センター(長岡市)、加茂病院、津川病院、吉田病院、がんセンター新潟病院、新発田病院、坂町病院(荒川町)、瀬波病院(村上市)の県立病院等で看護業務に従事します。

**お知らせ**  
中小企業主のための  
雇用保険活用相談室  
9月9日(火) 午前10時～午後4時  
新潟ユニゾンプラザ(新潟市上野2-2-2) ☎281-5511

☐雇用保険給付等の申請  
・育児、介護雇用安定助成金

受付期間 9月3日(水)  
第1次試験日 9月28日(日)  
採用予定人員 各職種あわせて80人(110人程度)  
受験資格 昭和49年4月2日以降に生まれた者で、それぞれの職種で次に該当する方。  
助産師もしくは看護師の免許取得者または平成16年に発行される助産師もしくは看護師国家試験により免許取得見込みの方。  
その他詳しくは左記へお問い合わせください。  
新潟市新光町4-1  
新潟県病院局総務課職員係(新潟県庁内)  
☎280-5554(直通)

**不動産無料相談会**  
9月11日(木) 午後1時～4時  
☎247-0105

☐東北電力グリーンプラザ(新潟市上大川前通5-84)  
不動産取引に関する法律・税務・苦情等に関する無料相談(当協会の苦情担当役員・弁護士・税理士が一般の方の相談を受け付けます。)  
☎247-0105

※当日、直接会場にお越しください。

雇用調整助成金  
特定求職者雇用開発助成金  
その他の給付金、助成金、奨励金など  
費用 無料  
相談員 雇用保険重点指導員(社会保険労務士)  
新潟県社会保険労務士会  
☎265-9295

※社会保険労務士と顧問契約をされている場合は、顧問の社会保険労務士にご相談ください。

アスパーク亀田 Ⅱ期教室参加者募集

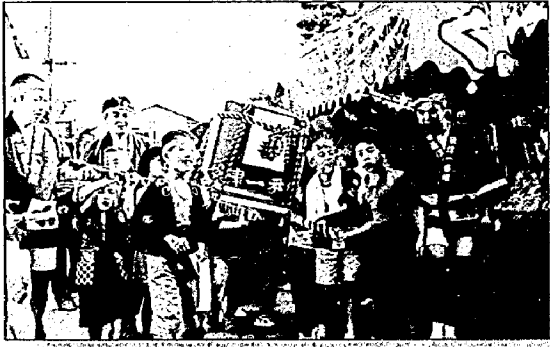
●申し込み・問い合わせ●

〒950-0144 亀田町大字茅野山1857-1 亀田町総合体育館内 各教室係 ☎381-1222

教室名	内容	Ⅱ期	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
NEW スポーツ障害相談室	スポーツドクターによる、スポーツ障害についての相談室。予約の上、どなたでもご参加になれます。	8/22(金)・10/24(金) (14:00~15:15) 9/5(金) (19:00~20:15)	先着7人 希望者	参加費 無料	・開催日の1カ月前より来館または電話にて受付。 ・定員になり次第締切り
いきいき健康教室(8回) (13:15~14:45)	楽しみながら、軽運動やニュースポーツを行うクラス。	10/7~12/16 (10/14・21、11/4除く) 火曜日	なし 40歳以上の方	教室参加費 無料 施設利用料 1回200円 【全施設・アリーナ】 定期券をお持ちの方は不要	・初回日の開始30分前より受付。 【運動のできる服装・室内運動靴・タオル】
初心者・初級者卓球教室(8回) (13:00~15:00)	初めてラケットを握る方から自信のない方を対象とした基本的なラケット操作を行うクラス。	10/17~12/5 金曜日	各40人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 2,000円 施設利用料1回 200円 【全施設・アリーナ】 定期券をお持ちの方は不要	・広報掲載日から、往復ハガキ(教室名記入、例:上級者卓球)または来館の上(返信ハガキ必要)お申込みください。 ※電話申し込み不可 ・申し込み締切りは、広報掲載日より原則10日間(消印有効)とさせていただきます。 ・定員を超えた場合責任抽選。 ・卓球教室はいずれか1コース選択。 【運動のできる服装・タオル・参加ハガキ】 ※卓球:ラケット、室内運動靴 ※テニス:ラケット、屋外テニスシューズ
中級者卓球教室:午前(8回) (10:00~12:00)	基本的な動作ができ、さらに上達をめざす方を対象に練習を行うクラス。	10/17~12/5 金曜日			
中級者卓球教室:午後(8回) (13:00~15:00)		10/8~12/10 (10/22・29除く) 水曜日			
上級者卓球教室(8回) (10:00~12:00)	切り替えし動作が正確にでき、ツツキ打ちができる方を対象とした応用クラス。	10/8~12/10 (10/22・29除く) 水曜日	各20人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費(施設利用料含む) 1コース 4,000円	
初心者硬式テニス教室(8回) (10:00~12:00)	ラケットの握り方から、基本ストロークの練習を行うクラス。	9/4~10/23 (雨天中止時順延) 木曜日			
らくらくダイエット教室:午後(8回) (13:30~15:30)	健康的な減量を目的とし、生活面とトレーニング面について、集団および個別指導を行うクラス。	9/12(金) 9/19(金) 9/26(金) 10/3(金) 10/10(金) 10/17(金) 10/27(月) 11/7(金)	各250人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 2,000円 施設利用料 1回300円 【全施設・トレーニングルーム】 定期券をお持ちの方は不要	
らくらくダイエット教室:夜(8回) (19:00~21:00)					
初級ソフトエアロビクス教室:午後(8回) (13:30~14:30)	ローインパクト(跳んだり、跳ねたりしない)動作中心で足腰への負担の少ない中高年・初心者・初級者の方も安心参加できるエアロビクスの導入クラス。	9/25~11/13 木曜日	各250人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 1,500円 施設利用料1回 200円 【全施設・アリーナ・トレーニングルーム】 定期券をお持ちの方は不要	・広報掲載日から、来館の上お申し込みください。 ※電話申し込み不可 ・入金をもって受付 ・代理受付可 ・定員になり次第締切り 【運動のできる服装・室内運動靴・タオル】
初級ソフトエアロビクス教室:夜(8回) (18:45~19:45)	ローインパクト動作中心の、慣れてきた方向けのエアロビクスクラス。	9/30~12/9 (10/14・21、11/4除く) 火曜日			
初級エアロビクス教室(8回) (20:00~21:00)	初心者・初級者向けのエアロビクスの導入クラス。	9/30~12/9 (10/14・21、11/4除く) 火曜日	各250人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 1,500円 施設利用料1回 200円 【全施設・アリーナ・トレーニングルーム】 定期券をお持ちの方は不要	
中級エアロビクス教室(8回) (20:00~21:00)	慣れてきた方向けのエアロビクスクラス。	9/25~11/13 木曜日			

※各教室とも施設利用料は1回につきの料金です。 ※都合により予定を変更することがございます。あらかじめご了承ください。

## 表紙の写真 <袋津まつり>



豊作と機織りの景気を折って奉納されたのが始まりという「伊夜日子神社燈籠神事（袋津まつり）」今年も7月14・15日に行われました。新潟の梅雨がちょうどこの時期のために例年雨の中で行われるのですが、今年は見事に2日間とも天気は晴れ！威勢のいい木遣りとともに始まる燈籠のぶつけ合いはそれはもうすごい迫力で、見学に来た多くのみさんの歓声と拍手も重なり、とても盛り上がりました。

夏の始まりを彩った袋津まつり。さあ、次はいよいよ「かめだ祭り」です！

## 告知板

行政相談 9月3日(水) 午前9時～正午

■ところ 社会福祉協議会（新明町1）

☎381-7221

■相談委員 鈴木 紀子さん

※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。  
お気軽にご相談ください。

## 税務課からお知らせ

今月は、町・県民税（第2期）・国民健康保険税（第3期）および介護保険料普通徴収（第3期）の納付月です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納入してください。なお、口座振替を希望する方は口座のある金融機関（亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る）の窓口で手続きをしていただくと、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

### —お詫びと訂正—

広報かめだ8月1日号14ページ「国民健康保険税が決定しました」の保険税の計算方法に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

(誤) 2. 介護納付金分 ①所得割×税率7.00%

(正) 2. 介護納付金分 ①所得割×税率0.71%

### 区 時 間

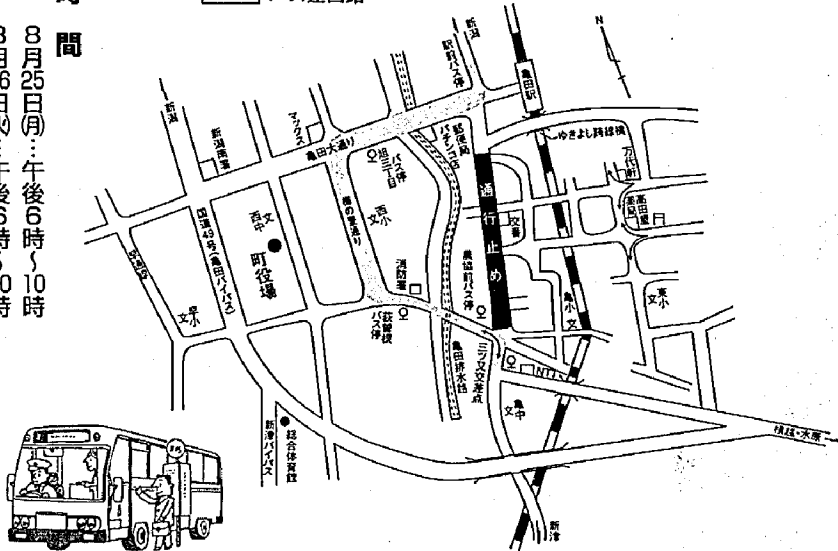
8月25日(月)…午後6時～10時  
8月26日(火)…午後6時～10時

問 下町～三ツ又までの本町通り

(市場通りは、新潟方向からおよびゆきよし跨線橋交差点左折による進入はできません)

※バス、車両を利用される方は十分ご注意ください。  
なお、バスは終バスまで迂回します。

バス迂回路



### 編集後記

▶8ページで「亀田排水路上部施設の愛称募集」の記事を掲載しました。▶上部施設には取材でよく行くのですが、緑も多く「憩いの場」という感じがしてとても好きです。▶どんな名前になるのでしょうか？今からすごく楽しみです。▶名前が決まると、広報で上部施設であった行事の紹介をするときに「亀田排水路上部施設で」となが～い名前を書かなくて済む、というのも嬉しいところです☆ (ま)

### ごめいふく

(7月16日～31日届出)

故人	世帯主	町名	区
荒木 清八 (75)	由 清	東船場3	1
伊藤千代作 (84)	清	向 陽2	17
佐藤 三子 (65)	千 尋	船戸山4	21
押木 トシ (83)	勇	茅 野 山	41
南場 長作 (90)	邦 雄	茅 野 山	41
鈴木 甚榮 (64)	せつ子	長 湯1	46
吉澤忠太郎 (74)	忠 男	城 所1	50
中山 和子 (79)	本 人	中 島1	51
志田 正吉 (73)	ス ミ	諏 訪1	54
石澤 勉 (61)	格	早 通1	57